

「労働者協同組合法施行令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和4年5月27日

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

「労働者協同組合法施行令案」について、令和4年4月7日から令和4年5月6日まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を2件いただきました。

お寄せいただきました本件に関する御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>労働者協同組合法第 32 条第5項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が 1,000 人であること等とするとされている。</p> <p>当該監事は、通常総会で選挙(選任)されることが想定され、また、組合員の総数は、事業報告の記載事項となることが想定され(労働者協同組合法施行規則案について(概要)15 頁下から 10 行目)、当該事業報告は、通常総会に提出し、又は提供し、承認を求めるものであることから(労働者協同組合法第 51 条)、定める基準は、当該事業報告に記載された、最終の事業年度の末日における組合員の総数とすることが望ましいと考える。</p>	<p>組合員以外の者からの監事の選任が義務づけられているのは、組合員数が一定の数を超えた組合の、ある時点以降の組合の活動に対して、監査の適正さを確保することが目的です。</p> <p>組合の活動が事業年度毎に行われていることから、判定の時点は、事業年度の開始時点とすべきと考えています。</p> <p>なお、監事の選任に関する同種の規定も参考にしています。</p>
<p>1. 今回定めようとしている政令案全文を示されたい。</p> <p>(理由)「概要」及び別紙に個々の具体的内容が掲載されているが、その内容が正確に条文に反映されようとしているのかがわからないため。</p>	<p>全文については、意見公募手続開始時には作成中であること、意見公募手続を定める行政手続法(平成5年法律第88号)においても全文案での実施とされていないこと等から、意見公募手続においては概要を使用して実施する例が多くあります。</p> <p>労働者協同組合法施行令及び労働者協同組合法施行規則も同様の理由</p>

<p>2. 「第1」について</p> <p>政令で定める事業に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に規定する性風俗関連特殊営業の事業を追加すること。</p> <p>（理由）法の理念にあわないと思料するため。なお、風営法に規定する営業を行う者が雇用・労働関連助成金を受けられるかどうかとは別問題である。</p> <p>3. 「第2」について</p> <p>組合員の総数を「100人」であること等とすること。</p> <p>（理由）原案では対象となる労働者協同組合が極めて限定され则认为られることから、法32条5項が空文となる可能性が高いため。</p>	<p>から概要によって意見公募手続を実施しています。</p> <p>また、「労働者協同組合法施行令案について（概要）」の「2 具体的内容」については、労働者協同組合法施行令案に規定される内容が記載されています。</p> <p>組合は、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができないとされています（法第7条第2項）。労働者派遣事業は、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる事業であり、労働者協同組合の基本原則（①組合員が出資すること。②その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。③組合員が組合の行う事業に従事すること。）に反するものだからです。</p> <p>政令事項は、とりわけ労働者協同組合の基本原則の趣旨に鑑みて定められるものであると考えられ、労働者派遣事業を規定する予定です。</p> <p>なお、法案作成当時から、政令事項としては労働者派遣事業を想定していたものです。</p> <p>組合員以外の者からの監事の選任が義務づけられているのは、組合員数が一定の数を超えた組合の活動に対して、監査の適正さを確保することが目的です。一定の数については、監事の選任に関する同種の規定等を参考に規定しています。</p>
---	--